

セネガルにおけるPCR検査証明書の取得について（第2報）

【ポイント】

○現在、日本は水際対策措置により、日本人を含む海外から入国する全ての方について、出国前72時間以内の検査証明書の提出を求めています。

○セネガルでは、パスツール研究所、IRESSEF等の4つの医療機関がセネガル政府によりPCR検査実施機関として認められており、また日本政府指定のフォーマットによる検査証明書の作成が可能です。

○これらの医療機関以外での検査及び検査証明書は、正規のものとして認められない可能性もあり、また検査及びその結果についても保証ができないことから、他の医療機関での検査には十分ご注意ください。

○また5月18日より、4つの医療機関ではPCR検査料が、これまでの4万FCFAから2万5千FCFAに変更となっています。

【本文】

現在、日本は水際対策措置により、日本人を含む海外から入国する全ての方について、出国前72時間以内の検査証明書の提出を求めています。検査証明書は日本政府指定のフォーマットに記入いただく必要がございますので、ご注意ください。

セネガルで日本政府指定のフォーマットによる検査証明書が作成可能な医療機関は、以下のとおりです。検査の際にあらかじめ氏名等必要事項を記載したフォーマット（様式は下記リンク）を医師に手交し、検査結果の記載や署名等を依頼してください。

(1) Institut Pasteur de Dakar (Tel: +221 33 839 9200)

(2) Institut de Recherche en Santé, de Surveillance Epidémiologique et de Formation (IRESSEF) (Tel: +221 33 872 2664)

(3) Hôpital Aristide Le Dantec (Tel: +221 33 823 5896)

(4) Hôpital militaire de Ouakam (Tel: +221 33 820 5414)

一回当たりの検査料は、上記4つの医療機関では、これまでの4万FCFAから2万5千FCFAに変更となっています。パスツール研究所とIRESSEFは、出張による自宅での検体採取も可能とのことですので、必要に応じご利用ください（出張料金は、パスツール研究所：1万5千FCFA、IRESSEF：2万FCFAです。料金は変動することがありますのでご承知置きください）。なお、検査結果は即日交付とならない可能性が高いことから、時間に余裕を持った受検をお願いいたします。また各機関での検査に際しては、受検者の旅券のほ

か、航空券の提示が求められます。

またこれらの医療機関以外での検査証明書は正規なものとして認められない可能性があり、また検査及びその結果についても保証ができないことから、他の医療機関での検査には十分ご注意ください。

また、日本入国に際しては、検査証明書の他に、誓約書の提出、スマートフォンの携行と必要なアプリの登録・利用、質問票の提出等が求められます。

詳細は、厚生労働省のホームページに掲載していますので、よくご確認ください。同ホームページに検査証明書の所定のフォーマットも掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(参考ウェブサイト)

●外務省海外安全HP(各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省新型コロナウイルス関連サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●在セネガル大使館HP日本語版[https://www.sn.emb-](https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

[japan.go.jp/itprtop_ja/index.html](https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

●セネガル保健省HP

<http://www.sante.gouv.sn/>

【問い合わせ先】在セネガル日本国大使館

Taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel +221-33-849-5500 , Fax +221-33-849-5555

(夜間緊急 +221-77-569-8103)